

秋田県公安委員会告示第119号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和3年12月21日

秋田県公安委員会

通知番号	申請者・製造業者	種類	型式名	検定番号
284	京楽産業、株式会社 代表取締役 榎本 善紀 愛知県名古屋市中区錦三丁目24番4号	ぱちんこ	Pぱちんこウルトラマ ンタロウ2超決戦L I G H T v e r K A 3	第1P1340号
285	株式会社銀座 代表取締役 後藤 正人 東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー	回胴式	S パチスロ蒼天の拳 A C K A	第1S1529号